本件事故当時、警戒区域内に居住し、車椅子で生活してきた申立人が、避難費用(生活費増加費用を含む)及び避難生活に伴う慰謝料(バリアフリー環境が失われたことなどを考慮して増額したもの)等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年(東)第 号事件(以下「本件」という。)について、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点及び損害項目(4)に関する下 記金額を超える損害の存否については、本和解の効力は及ばないことを相 互に確認する。

記

1 損害項目

 (1)避難費用
 12万9000円

 (2)生活費増額費用
 165万6025円

 (3)一時立入費用
 2万6000円

 (4)精神的損害
 425万円

 (内訳) 一時金
 85万円

 月額
 各20万円

 (5)弁護士費用
 18万1831円

 (合計624万2856円)

2 期間

平成23年3月11日から平成24年7月31日まで

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金624万2856円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限り、 その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者 間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。平成24年10月30日

(仲介委員 植村京子)